

令和元年高島市教育委員会第3回臨時会

【 会 議 録 】

令和元年7月19日

開会 午前9時15分

閉会 午前9時50分

令和元年高島市教育委員会第3回臨時会会議録目次

(令和元年7月19日)

出席委員・出席事務局職員…………… 1

提出議案の題目…………… 1

議事日程…………… 2

(議事の経過)

日程第 1 議第31号 文部科学省発行の小中高校生向けの「放射線副読本」  
の扱いなどに関する市民からの要望に対する回答  
について…………… 4

令和元年高島市教育委員会第3回臨時会会議録	
招集年月日	令和元年7月19日
招集の場所	高島市役所 新館3階 会議室7
開会	午前9時15分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 田邊 栄美子 川原林 正英
教育委員会 事務局職員	教育総務部長 北村 英明 教育指導部長 川島 浩之 教育総務課長 大塚 寿彦 学校教育課長 村田 秀俊 学事施設課長 辻 信孝 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 阿慈知 美佳
提出議案の題目	1. 文部科学省発行の小中高校生向けの「放射線副読本」の扱いなどに関する市民からの要望に対する回答について
委員提出議案の 題目	なし
開議	午前9時15分
会議録署名委員	本定例会の会議録署名委員は次の委員とした。 小多 偕裕 委員 三矢 艶子 委員

## 議事日程

令和元年7月19日（金）

午前9時15分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

日程第 1 議第31号 文部科学省発行の小中高校生向けの「放射線副読本」の扱いなどに関する市民からの要望に対する回答について

第4 報告事項

報告第27号 高島市立学校の学校医の委嘱について

第5 今後の日程

---

## 議 事 の 経 過

---

開 会 (午前9時15分)

(大塚教育総務課長)

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、只今から令和元年高島市教育委員会第3回臨時会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により会議の進行をよろしく願いいたします。

(上原教育長)

改めまして、みなさん、おはようございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中を第3回臨時会にお集まりいただき、ありがとうございます。

今年は昨年のような暑さを感じる日は今のところなく、朝方は少し肌寒く感じます。これは、停滞する梅雨前線に向かって、オホーツク海から冷たく湿った空気が吹き付けていることが原因だそうで、関東甲信を中心に記録的な日照不足による梅雨寒が続いているようです。また、台風5号が接近してきており、近畿地方には直接影響はないものの、南から湿った空気を巻き込んでくるため、大雨や土砂災害に注意しなければなりません。今後とも、想定を超えたところにどのように手を打つかが問われています。危機意識を高くもって、備えていきたいと考えています。

市内小中学校も、本日をもって1学期の学習を終え、明日から夏季休業に入ります。長期休業でなければできない体験をたくさんして、一回りも二回りも大きく成長してほしいと願っています。

本格的な夏もそこまで来ているようです。積乱雲がもくもくと湧きたつ夏空が待たれる今日この頃です。

本日は、議事案件が1件、報告事項が1件となっておりますが、何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和元年高島市教育委員会第3回臨時会の開会にあたりましての、挨拶とさせていただきます。

続きまして、議事録署名委員を指名します。小多委員委員、三矢委員、よろしく願いします。

それではこれより、議事に入ります。

日程第1、議第31号、文部科学省発行の小中高校生向けの「放射線副読本」

の扱いなどに関する市民からの要望に対する回答についてを議題とします。大塚教育総務課長

(大塚教育総務課長)

失礼します。お手元資料のほう 1 ページをご覧くださいと思います。議第 31 号、文部科学省発行の小中高校生向けの「放射線副読本」の扱いなどに関する市民からの要望に対する回答について、につきまして、提案理由をご説明申し上げます。すでにお手元に配布をさせていただきましたとおり、本案の要望は市長宛てのものでございますが、要望内容が教育委員会の職務権限である、教育課程、学習指導に関することでございますことから、教育委員会として教育長名で回答すべきものという判断をいたしまして、今般、高島市教育委員会請願等処理規程に基づきまして、回答案についてご審議、ご議決をいただきたいというものでございます。具体的な要望内容、回答案などにつきましては担当課長のほうからご説明を申し上げます。以上でございます。

(上原教育長)

村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

失礼いたします。資料お手元の資料 1 ページのところからご説明させていただきます。令和元年 7 月 9 日付けで提出された「文部科学省発行の小中高校生向けの「放射線副読本」の扱いなどに関する市民からの要望」について、高島市教育委員会請願等処理規程に基づき、別紙のとおり回答することにつき、議決を求めるものでございます。資料の 3 ページをご覧ください。これがこの度提出された要望であります。「見張り番」滋賀代表の澤氏、市民運動ネットワーク滋賀の代表、池田氏より学校教育課が受け取りました。4 ページをご覧ください。放射線副読本の問題点について、下線部の 3 点を指摘されております。まず 1 点目が、放射線の人体への影響についての説明が不正確であること、2 点目が、福島原発事故後の福島県内における空間線量についての説明が不正確である、3 点目が、復興に向けて前向きの取り組みだけが紹介されており復興に際しての問題点が指摘されていない、というその 3 点が指摘され、それを受けて 5 ページの中ほどですが、要望事項というところにあります 3 点について要望がされております。要望 3 点のうち 2 点は小学校、中学校はほぼ同じ内容でございます。まず 1 点目ですが、すでに放射線副読本を配布しているところは、速やかに回収するか学校保管としてください、という要望です。2 点目が、副読本の一部活用を行っている学校に関しては、教育委員会と学校が話し合い、

不適切な活用が行われないようにしてください、ということ。3点目、小学校につきましては、市防災課による出前授業を今後も継続してください、ということ。6ページをご覧ください。中学校への要望の3点目は、来年度から市内全中学校で防災課による出前授業を実施してほしい、ということでございます。

この要望を受け、学校教育課として回答を考え、まとめさせていただきました。資料戻ります2ページをご覧ください。令和元年7月9日付けで提出されました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。1点目、速やかに回収するか学校保管とすることについてでございますが、公立学校における教育内容については、学習指導要領の範囲内で教育委員会と各教員の裁量に委ねられており、このため、本件放射線副読本の取り扱いにつきましては、教員の専門的な裁量の中で判断していくものであることから、教育委員会として回収したり、学校保管としたりする方針を示す予定はございません。2点目、不適切な活用が行われないようにしてください、ということについてでございますが、前述のとおり、教員の専門的な裁量の中で判断していくものであり、現時点におきましては、適切な対応が行われているものと考えております。3点目の、市防災課による放射線出前授業の実施についてでございますが、現在、市内小学校6年生を対象に全小学校で放射線出前授業を実施しており、来年度以降も、継続してまいりたいと考えております。また、中学校につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(上原教育長)

それではご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。川原林委員どうぞ。

(川原林委員)

まず放射線副読本、この副読本について、教科書とは違うと思うんですが、こういった位置づけのものかというのをまず教えていただいてもいいですか。

(上原教育長)

村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

失礼いたします。まず副読本でございますが、文部科学省のほうから直接学校のほうに全児童生徒分が配布されております。副読本ですので、これをどのように扱うかにつきましては、学校、また教員の裁量によって適切に考えてい

く、子どもたちにどのように活用すると良いかということを考え、一部資料のような活用の方法を考え使っていくというようなもので、教科書とはまた違った扱いをしているものでございます。

(上原教育長)

ほかいかがですか。小多委員どうぞ。

(小多委員)

副読本の最新版ということではいただいているんですけども、最新版ということは以前にもあったという前提のものなので、今までのいわゆる学校での活用方法と、これを回収するというような前提で進めれば、いわゆる副読本としての活用方法が無くなってしまうということになって、今までの分と切り離してしまうという形になってしまうということも考えられるということが1つと、もう一つはこの最新版ができた経緯、なぜ最新版を発行されたのかということ。副読本の内容を見ていると、風評被害がまずあって、いわゆる避難とかいうような形の対策も考えられていて、風評被害の対策としての改訂もされているのではないかなというように思われるんですけども、その辺のことについてご説明をお願いしたいなと思います。

(上原教育長)

村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

失礼いたします。まず、以前の副読本でございますが、平成23年に作られているものが1番最初であるかと思いますが、その後平成26年3月に改訂されております。それが全国の小中学校、高校に配布されております。その作成から4年が経過したことで、当初の状況から、状況が変化していることから、この度改定をされたというようなことです。今回の改訂のポイントにつきましては、風評被害やリスクコミュニケーション、原子力災害によるそのようなリスク、そういったことを踏まえるとともに、放射線の正しい理解、近科学的な知識を理解したうえで原発事故の状況であるとか、復興に向けた取り組みを学ぶという点、また風評被害によっていじめが発生しているということもあります。そういったこと、いじめが決して許されないことなんだというようなことについて、強く言及するというポイント、住民の復興に向けた歩みは着実に進んでいると、そういうふうな段階であるというふうなことについて、大きく見直しが見られ、改訂されたものというようなことでございます。



(上原教育長)

ほか、ご意見ご質問ございましたらよろしく申し上げます。田邊委員。

(田邊委員)

継続して出前講座等をこれからも行われていくということなんですけれども、だいたいの出前講座をいつぐらいにされるとかそういう予定とかはもう決まっているんですか。

(上原教育長)

村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

現在6年生ですべての学校で行っている出前授業ですが、時期につきましては学校のほうから防災課のほうに要請をしまして、時期等の調整はしております。それぞれの学級担任と防災課の職員のほうで一緒に学習を進めているというようなものでございます。全小学校で行うようになりましたのは、平成27年度からそのように進めております。以上でございます。

(上原教育長)

ほかございますか。三矢委員どうぞ。

(三矢委員)

関連して学年等はどのようなふうな扱いでされていますか。

(上原教育長)

村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

すべての小学校6年生で、出前授業のほうを行っております。付け加えますと、この出前授業の中で、今回取り上げております放射線副読本を一部資料として活用をしたり、というようなこともしております。以上でございます。

(上原教育長)

ほかいかがですか。小多委員どうぞ。

(小多委員)

その出前講座ですけれども、それは学校のほうからの要望という形、いわゆる各それぞれの小学校での取り組みでの防災課への要請、依頼ということになっているんですね。ようは教育委員会からこういうふうにしなさいとかそういうものではなしに、ということですよ。いわゆる学校の取り組み、あるいは教員の指導の中でこういう講座を持っていこうというような形で学校のほうから防災課のほうへ講座をお願いするという形での取り組みをされているということですね。

(上原教育長)

村田学校教育課長。

(村田学校教育課長)

今、小多委員おっしゃったとおりで、学校のほうからの要望で進めているというようなところでございます。

(上原教育長)

ほかいかがですか。川原林委員どうぞ。

(川原林委員)

私も2、3年前に福島のほうに、飯舘村のほうに行きまして、村役場の方にもその村のあたりも説明を受けながら、津波の被害のあったところあたりまでずっと案内してもらったんですけれども、実際、この副読本を読んだらすべてわかるわけじゃないと思うんです。実際現場に行って説明を受けて、わかるどころとか、また復興も放射線量の多いところもあれば、着実に減って、除染作業をして減っているところもあるということも確かにありますけれども、やっぱりこの大きな目的は風評被害やいじめが、何が問題なのかというところを大きく見ていかないと、細かいところを見ていくとなかなかわからないところもあるんですけれども、ただ、この副読本の目的は、風評被害やいじめ、またそこにある課題というのを子どもたちと一緒に共有していくということが大事ではないかなというところがあると思うので、実際、これを1つの資料として使っていかれるのは、そういった出前出張の時にも説明しながら使われているのは、問題ないんじゃないかなと私は思います。

(上原教育長)

ほかいかがですか。三矢委員どうぞ。

(三矢委員)

私も川原林委員と同じように思いました。やはり発達段階、それから授業の狙い等によって、こういう課題の取り扱いは様々であると思いますし、やはり先生方が学級の様子を見ていただいて、先生方の裁量で工夫して子どもたちと復興、それからエネルギー問題等々語っていく、そういうような教材になろうかと思います。とりわけこの改訂版のはじめに、のところに書いてありましたように、いろんなところで、横浜市でしたか、ばい菌扱いされてつらかったという、小学校2年生の時に引っ越しをして、ずっといじめられて、名前の下に菌をつけられて、それは放射能のせいだと思っていたとその子は手記に書いていますね。5年生になって賠償金をもらっているだろうと言って、遊興費にお金を取られたりとか、いろんな苦勞をしていて、先生に訴えたけれども取り扱ってもらえなかったという悔しき、だけこの子は、生きようって最後手記に綴っているんですね。それで救われるんですけど、私。震災でいっぱい死んできたから、死んだ人を見てきたから、僕は強く生きるんだと手記に書いています。

多分そういうふうな、各地で起こっている本当にいわれのないいじめに対して、みんなが、それは全然知らない子が、ニュースでしか話題を知らない、よくは知らないけれど入ってきた子どもたちに対してそういう、いわれのないことを言うてしまうというね。やっぱり知ることが人権を守ることのまず第一歩だという観点に立てば、こういう学習資料があるおかげで、みんなが、日本中のどの子もある一線勉強することができる。知ることができる。そして同時に、余儀なくされて自分が住んできた地を離れる方々も本当にたくさん、日本全国にいらっしやいます。最初は自動車のナンバープレートも隠して自分の出身地も隠して生活していかないといけないという、そんな、平成のこの時代にそんなつらいことがあっていいのかどうかという。そこをやっぱり教育の力で、それをなんとかしていこうっていうのが、多分この一環だと思いますので、それぞれ目的に応じて、高島市ですと隣接しているいろんな難しい問題がありますので、またそれはそういう観点で地域と一緒にとか、いろんな観点でみんなが学習していくっていう、そういうふうな資料になっていくとか、教材になっていくということでは、大きな意義があるかなと。無かったらすべつと行ってしまふかもしれない。でもそれがすべての学校にこうやって頂けているということの一つの意義がそこにあるかと思います。あとは放射線のことをよく知って、災害を乗り越えて、やっぱり未来に向かうときには何をすべきかというのを、この教材とともに考えていく、そういう学習はやはり大事なかなと思いますので、基本的にはこの回答書については賛成いたします。

(上原教育長)

ほかにご意見ご質問ございませんか。ないようですので、異議なしということではよろしいでしょうか。異議はありませんので、議第31号は原案のとおり可決しました。

次に、報告事項に入ります。報告第27号、高島市立学校の学校医の委嘱について、説明をお願いします。辻学事施設課長。

(辻学事施設課長)

失礼いたします。7ページをご覧ください。報告第27号、高島市立学校の学校医の委嘱についてでございます。高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、高島市立学校の学校医の委嘱について、臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告いたします。高島市立学校の学校医につきましては、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき委嘱しており、今般、高島市立朽木診療所の増田翔吾医師を学校医として委嘱するものです。8ページをご覧ください。朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校の学校医として委嘱しておりました、小林クリニックの小林博徳医師につきましては、変更の申し出のため、増田翔吾医師を同校の学校医として、令和元年7月1日から令和2年3月31日まで委嘱させていただきます。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。それではないようですので、続きまして、5. 今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

(上原教育総務課参事より説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました内容は、全て終了いたしました。これをもって臨時会を終了します。

臨時会終了 午前9時50分